

木まぐれ木曜日

令和6年4月22日 第194号
編集・発行：嶺北林業振興事務所
住所：〒781-3521 土佐郡土佐町田井1445-1
TEL：0887-82-0162 FAX：0887-82-0200
e-mail：030203r@ken.pref.kochi.lg.jp

嶺北林業振興事務所のホームページ URL：<http://www.pref.kochi.lg.jp/~reihokurin/index.html>

◆令和6年度 定期人事異動に伴う転出者・転入者挨拶

◆転出者 4名

いわはら たかゆき
岩原 孝之 嶺北林業振興事務所 所長 → 中央東林業事務所 所長

中央東林業事務所に異動となった岩原については、森林土木業務で嶺北地域を所管しており、引き続き嶺北地域と関わりを持つ立場であるため、挨拶は割愛させていただきます。

たけち ひろかず
武市 紘和 嶺北林業振興事務所 林業普及指導員 → 林業大学校 主幹

令和元年度から嶺北林業振興事務所に配属され、5年という長い間嶺北地域での業務に携わる中で様々な方にお世話になり、得がたい経験や知識を得ることができました。令和6年度より高知県林業大学校に異動となり、また違う形で関わることになると思いますが、今後ともよろしく願いいたします。5年間、ありがとうございました。



やまもと
山本

しょうへい
象平

嶺北林業振興事務所 林業普及指導員 → 須崎林業事務所 主査

この度の人事異動により、須崎林業事務所に赴任することとなりました。

在任中は至らぬ点多かったと思いますが、関係者の皆様からのご指導、ご助言のおかげで、嶺北林業振興事務所で3年間勤めることが出来ました。

異動先では森林土木という未経験の業務に携わることとなり、不安もありますが、今までの知識を活かし、引き続き頑張っていきたいと思います。

これまで大変お世話になりました。

まきの
牧野

しょうじ
祥史

嶺北林業振興事務所 技師 → 東京事務所 技師

令和6年度より東京事務所に異動となりました。自分が嶺北林業振興事務所に配属されたのは令和4年からでした。高知県庁の新規採用職員として、初めての勤務で緊張に満ちていたのを今でも覚えています。そんな自分を温かく迎えてくれた嶺北地域が大好きでした。大変お世話になりました。2年間、ありがとうございました。



◆転入者 4名

おおいし なお
大石 尚 木材産業振興課 課長 → 嶺北林業振興事務所 所長



この4月から所長として着任いたしました大石です。
嶺北は平成12年度の1年間のみお世話になって以来23年ぶりの勤務となります。

この間、保育間伐から搬出間伐へとシフトし、高性能林業機械の導入や製材工場の整備など着実に木材生産の基盤強化が進んできたのではないのでしょうか。では、嶺北の23年前と現在の状況を数字で比較してみますと、労働者数は320名であったものが142名と半減以下になっているものの、素材生産量は13.4万 m^3 から13.9万 m^3 と年々で増減はありますが横ばいの状況で、機械化による生産性の向上により労働力不足をカバーしていることがわかります。

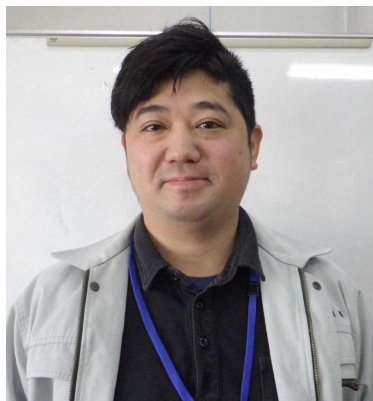
一方、山本立木価格（全国値、1 m^3 あたり）はスギが7,794円から4,994円、ヒノキで19,297円から10,840円と大きく減少し、森林所有者にしわ寄せが来ていることもうかがえます。

様々な課題が山積していますが、少しでも皆様のお役に立てるよう取り組んで参りますので、よろしくお願いいたします。



こんどう しんすけ
近藤 信介

治山林道課 主幹 → 嶺北林業振興事務所 林業普及指導員



このたびの人事異動により、嶺北林業振興事務所に配属となりました。

昨年度までの3年間は、治山林道課で林地開発許可業務に携わっていました。嶺北林業振興事務所では、主に造林事業関係を担当させていただきます。

造林事業を担当するのは初めてのためご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、できるだけ現場に出向き、直接お声を伺いながら嶺北地域の皆様のお役に立てるよう精一杯頑張りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

はやかわ もと き
早川 基貴

中央西林業事務所 技師 → 嶺北林業振興事務所 技師



令和6年度の人事異動により、嶺北林業振興事務所に配属になりました。

主に保安林の管理に関する業務を担当させていただきましたこととなりました。他にも林業研究グループに関すること、木の香るまちづくり推進事業、小規模林業総合支援事業に関することについて、担当させていただきます。

昨年度までは2年間、森木土木事業を担当していましたため、振興業務については、はじめてのこととなります。

一つ一つ勉強しながら、嶺北地域の林業振興のために努めたいと思っております。よろしくお願いいたします。



こばやし
小林

ふみか
史佳

嶺北林業振興事務所 技師（新規採用）



この春から新規採用で嶺北林業振興事務所に配属になりました。

北海道の高校を卒業した後、大学進学を理由に高知県へやって参りました。そして高知県の魅力に触れ定住を決意し、県庁へ入庁いたしました。

林業に関する知識も経験も乏しく、まともな社会経験も無いため、色々な面で皆様にご迷惑をお掛けすることがあるかと思いますが、一日も早く仕事を覚え、皆様のお役に立てるよう精一杯頑張りますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

また、この度木まぐれ木曜日の編集長に就任いたしました。素敵な記事を作れるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。



◆令和6年度の事務分担表

令和6年4月1日現在

中央東林業事務所嶺北林業振興事務所事務分担表			
所長	大石 尚	(勤務年数) 36.0	(現所属勤務年数) (0.0)
次長 (出納員・物品主任管理者)	出口 和樹	34.0	(0.5)
事務分担	職名	氏名	勤務年数 (現所属勤務年数)
振興担当	1 振興業務全般に関する事 2 産業振興計画に関する事 3 林業普及指導に関する事 4 木材増産の推進に関する事 5 森林経営管理制度に関する事 6 担当者の人材育成に関する事	チーフ (振興担当)	宮崎 信一 33.0 (4.0)
	1 保安林業務、林地開発に関する事 2 林業労働力(担い手・安全衛生等)に関する事 3 小規模林業の推進に関する事 4 県民参加の森づくり推進事業に関する事 5 協働の森づくり事業に関する事 6 森と緑の会に関する事 7 特用林産の振興に関する事(副) 8 情報発信・ホームページに関する事(副)	技師	早川 基貴 2.0 (0.0)
	1 林業普及指導に関する事 2 森林計画に関する事 3 森林経営管理制度に関する事 4 地域林業総合支援事業に関する事 5 森林組合に関する事 6 木材の生産・流通・加工に関する事 7 木材の販売対策、県産材の需要拡大に関する事 8 木質資源の利用推進に関する事 9 スマート林業支援事業に関する事 10 特用林産の振興に関する事(主) 11 林業金融に関する事 12 嶺北地域農林業振興連絡協議会に関する事 13 林業図書に関する事	専門員	前田 悟 1.0 (1.0)
	1 森林経営管理制度・森林環境譲与税に関する事	会計年度任用職員	坂本 知佐子 1.0 (1.0)
増産担当	1 木材増産業務全般に関する事 2 産業振興計画に関する事 3 林業普及指導に関する事 4 林道整備促進協議会に関する事 5 増産・再造林推進協議会に関する事 6 担当者の人材育成に関する事 7 経理及び庶務の手続きに関する事	チーフ (増産担当) (経理員)	矢野 智久 37.0 (1.0)
	1 林業普及指導に関する事 2 造林事業に関する事(主) 3 造林事業の検査に関する事 4 森林資源循環利用促進事業に関する事 ・再造林等 ・下刈 ・林地残材等搬出 5 集約化の推進に関する事 6 特定間伐等推進計画に関する事 7 森林災害・林野火災対策に関する事	林業普及指導員	近藤 信介 13.0 (0.0)
	1 林業普及指導に関する事 2 高性能林業機械等整備事業に関する事 3 木材安定供給推進事業に関する事(主) 4 森の工場計画に関する事 5 森の工場活性化対策事業に関する事 6 森林資源循環利用促進事業に関する事 ・原木増産推進 ・スマート林業実証等支援 7 林内路網アップグレード事業に関する事 8 香川用水水源の森保全事業に関する事 9 造林事業に関する事(副) 10 みどりの環境整備支援事業に関する事(副)	林業普及指導員	安藤 悠大 12.0 (1.0)
	1 木材安定供給推進事業に関する事(副) 2 みどりの環境整備支援事業に関する事(主) 3 森林資源再生支援事業に関する事 4 緑化種苗・林木育種事業に関する事 5 森林病虫害の防除に関する事 6 意欲と能力のある事業者の登録に関する事 7 素材生産量等の調査に関する事 8 情報発信・ホームページに関する事(主)	技師	小林 史佳 0.0 (0.0)
	1 職員の福利厚生事務に関する事 2 県有財産の管理事務に関する事 3 証拠書類の編纂に関する事 4 文書の収発事務に関する事 5 物品の出納事務に関する事 6 給与・諸手当の支給事務に関する事 7 歳入、歳出及び決算事務に関する事	(兼) 主任(経理員)	蓼原 真由美 27.0 (1.0)
	(兼) 主幹(経理員)	宇賀 彩乃 9.5 (0.0)	

◆保安林の皆伐許可申請期間等のお知らせ

保安林に指定されると、その機能が失われないよう、立木の伐採や土地の形質の変更等の際、必要最小限の制限を受けます。定められている制限の範囲内であっても、あらかじめ県林業（振興）事務所に許可等を受ける必要がありますので、保安林内で施業を計画されている森林所有者、事業体の皆様は、必ずご注意をお願いします。

また、令和5年4月1日から、森林法施行規則の改正により申請書等の添付書類に下記①～⑥が必要となりました。

追加必要書類	備考
①森林の位置図及び区域図	対象森林の位置や区域がわかる図面（森林計画図など）
②申請者等の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証など）の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し
③他法令の許認可関係書類	該当する場合のみ
④土地の登記事項証明書等	土地の権限があることがわかる書類
⑤伐採等の権限関係書類	申請者等が土地所有者でない場合のみ必要
⑥隣接森林との境界関係確認書類	境界杭などにより境界が明らかな場合は省略が可能

保安林内で皆伐を行う場合

保安林内で立木伐採（皆伐）をする際には、事前に許可を受ける必要があります。年4回の皆伐限度面積公表日の翌日からそれぞれ30日以内に申請書のご提出をお願いします。

次の申請受付期間は令和6年6月1日～6月30日です。【保安林内皆伐申請スケジュール】

公表日	R6												R7				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
令和6年 1回目	2月1日	申請															
2回目	6月1日				申請												
3回目	9月1日							申請									
4回目	12月1日										申請						
次年 1回目	2月1日												申請				

保安林内で間伐を行う場合

保安林内で間伐を行う際には、伐採を開始する90日～20日前までに保安林内間伐届のご提出をお願いします。（除伐については届出書の提出は必要ありません）

保安林内で土地の形質変更等を行う場合

保安林内で立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾、その他の土地の形質を変更する行為を行う際には、作業開始前までに保安林内作業許可申請書のご提出をお願いします。

なお、作業時に支障木の伐採を伴う場合は、伐採を開始する14日前までに立木伐採届出書を併せてご提出ください。（例：作業道の開設等）

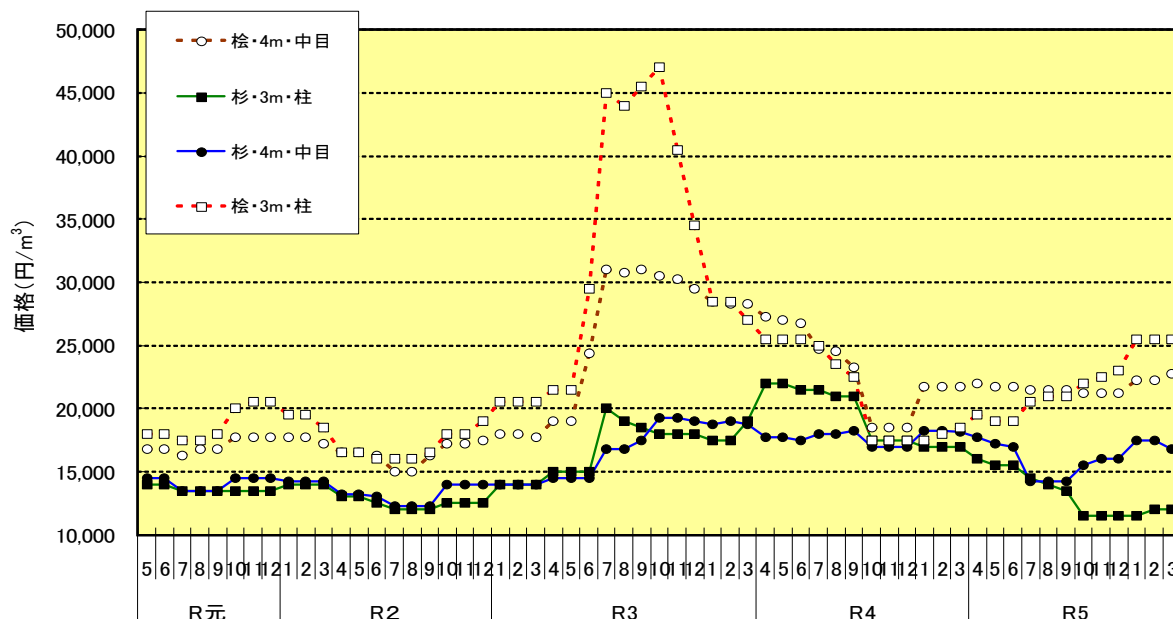
※一度許可を受けたものであっても、作業道の継続使用等、許可期間を超えても植栽等の原状復帰を行わない場合は許可期間終了日の10日前までに、再度作業許可申請書の提出が必要になりますのでご注意ください。

●許可申請（届出）の際には林相の分かる写真を2、3枚提出していただくようお願いいたします。

その他、保安林についてご不明な点がございましたら、嶺北林業振興事務所までご相談ください。（保安林担当 早川）

木材市況

大豊木材共販所の原木市場価格動向(直材価格)



- ※1 柱・・・末口径15～16cm、中目・・・末口径18～22、24～28cmの平均
- ※2 このグラフは、嶺北地域の市場価格を参考としたもので、市場の価格そのものを表したものではありません。
詳しい価格は各市場へお問い合わせ下さい。
- ※3 令和元年度までは県森連嶺北木材共販所

シキビ・サカキ市況

